

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震：J-SHIS（国立研究開発法人 防災科学技術研究所運用）

地震ハザードステーションの防災地図において、過去の地震の発生間隔を基準とした時間予測モデルでの分析によると、南伊勢町が面する熊野灘沖を含む南海トラフで発生する地震については、地震後経過率が0.76となっており、その発生確率については今後20年以内で40～50%、今後30年以内では60～70%となっており、その規模はマグニチュード8～9クラスと大規模なものとなることが推定され、2011年3月に発生した東日本大震災と同等の国内最大規模クラスに匹敵するものと見込まれている。

② 津波：ハザードマップ（南伊勢町・三重大学大学院 工学研究科運用）

当町のハザードマップによると、当会が立地する南伊勢町五ヶ所地区においては、地震発生に伴う津波発生被害は最低で3m以上、最高では20mの浸水が予想されている。

当会事務所の立地地点及び小売店・飲食店等立地の商業地区のほとんどの範囲においては、10m～20mの浸水が予想されている。

南伊勢町全域においても集落地区のほとんどが五ヶ所地区同様に沿岸部であり、小売店・飲食店等の商業施設や住宅が集積しており、大規模地震発生における津波の浸水が10m～20mと予想される地区がほとんどである。

③ 土砂災害：ハザードマップ

当町の現在のハザードマップによると、当会が立地する南伊勢町五ヶ所地区においては、土石流危険渓流があるが、土砂災害（特別）警戒区域の指定は現在はなく、当会事務所の立地地点及び小売店・飲食店等立地の商業地区においては、位置的にその危険度は低いことが予想されている。

ちなみに当町の土砂災害の危険箇所は、土石流で264箇所、急傾斜で493箇所（合計757箇所）あり、五ヶ所浦地区においては土石流で3箇所、急傾斜で15箇所となっている。

【指定日：平成31年3月1日】

なお、当町全域には土石流危険渓流が広く分布しているため、災害発生率の高い急傾斜警戒地域及び特別警戒地域が全域にあり、小売店・飲食店等の商業施設や住宅が集積している地域もその範囲にあることから、その危険度が非常に高くなっている。

そこで、南伊勢町では土砂災害防止法に基づき、平成26年度より三重県と当町により警戒避難体制の充実・強化を図るため、基礎調査・土砂災害（特別）警戒区域の指定に取り組んでいる。【令和2年度：町によりハザードマップを作成】

④ その他

1) 洪水

町内全域において小中規模の河川（最大で2級河川）があり、梅雨・秋雨前線・台風等による大量の降雨時には、これらの河川が増水することでその危険度が増加する。

これまでの過去データから推測すると具体的には降水量の合計が400mmを超過すると河川決壊の可能性が非常に高くなるものと考えられ、近年の異常気象からもたらされる大量化・長期化傾向にある降雨及びその降水量には今後一層の警戒が必要となる。

2) 高潮

当町においては、沿岸部にあって海拔が低い神前地区・古和地区における浸水被害が懸念されており、過去の台風襲来時には小売店・飲食店等の商業施設や住宅が床下浸水している。近年の異常気象からもたらされる異常潮位や数多くの台風の発生時には今後一層の警戒が必要となる。

（２）商工業者の状況（2024/12/1 現在）

- ① 商工業者数 527 人
② 小規模事業者数 498 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
商 工 業 者	建設業	81	77	町内全域に広く所在しており、旧町単位において地域を代表する事業所が存在している。 南島地区においては、比較的規模の大きい事業所は、国道沿いに立地している。
	製造業	53	49	漁業・水産業に關係する事業所が多いことから、沿岸部地域に多く所在している。
	卸・小売業	136	126	小売業は国道沿いや住宅地内を中心に町内一円に幅広く所在している。 卸売業は水産關係が多いため、沿岸部地域に多く所在しており、宿浦地区においては魚市場周辺に複数店舗が集積している。
	飲食・宿泊業	70	70	飲食業は国道を中心に主たる道路に面して町内一円に所在している。 宿泊業は沿岸部地域に多く所在している。
	サービス業	149	146	理美容業や自動車サービス業は国道を中心に主たる道路に面して多く所在しており、遊漁船業や船舶機械サービス業は沿岸部地域に所在している。
	その他	38	30	町内全域に広く所在しているが、水産關係（法人）は沿岸部地域に多く所在し、運輸關係は国道沿いに多く所在している。
合計		527	498	

（３）これまでの取組

①当町の取組

- 1) 毎年10月の第4土曜日に町内一斉の防災訓練を実施している。
- 2) 南伊勢町及び町内全38自治区内において防災備品と非常食を備蓄している。
- 3) 町内全38自治区内において、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難道路を整備している。
- 4) 木造住宅の耐震化に関する設計・補強工事等の支援制度を実施している。

②当会の取組

- 1) 事業所巡回時等に事業者BCP策定の必要性について周知
- 2) 三重県中小企業共済協同組合及び東京海上日動火災保険と連携した火災共済や損害保険への加入推進
- 3) 防災備品各種及び非常食を備蓄。
- 4) 南伊勢町防災安全課の協力を得て商工会役員にBCPの必要性を周知
- 5) 南伊勢町が実施する防災訓練へ参加
- 6) 商工会BCPを作成

Ⅱ．課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な取組にとどまり、具体的なマニュアル

が整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でなく、人事異動その他職員の異動によって、対応できる能力を有する職員に不足が生じる懸念がある。

保険、共済に対する助言を行える経営指導員等が不足しており、異動等があっても機能を維持できる体制を構築する必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ. 目標

- ① 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ③ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担並びに協力体制を整理及び整備した上で連携して以下の事業を実施する。

① 事前の対策

当町が平成27年作成、令和3年3月改定した南伊勢町地域強靱化計画と本計画の整合性を整理して発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 当会事業継続計画の作成

当会は令和元年事業継続計画（BCP）を作成済み。（別添の通り）

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ予定の損害保険会社等（現在は未定）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外

も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催して町全域への啓発を図る。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を実施する。
- ・ 南伊勢町と〈仮称〉事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を設立し、取組状況及び普及度合いの確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係わる訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて適宜実施する。）

② 発災後の対策

自然災害等の発災時における人命救助について下記の手順で地区内の被害状況を把握して関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS・電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路被害状況等）等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

※ 地震・津波の場合

職員自身の体感や目視等で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせずに職員自身がまずは安全確保をして警報解除後に出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※ 被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・ 町内10%以上の事業所で「建物全壊・半壊」「機械・車両・備品の損傷」等、大きな被害が発生している。 ・ 町内10%以上の事業所で「床上浸水」「機械・車両・備品の浸水」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が取れない
被害がある	・ 町内10%未満の事業所で「建物全壊・半壊」「機械・車両・備品の損傷」等、被害が発生している。 ・ 町内10%未満の事業所で「床上浸水」「機械・車両・備品の浸水」等、被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

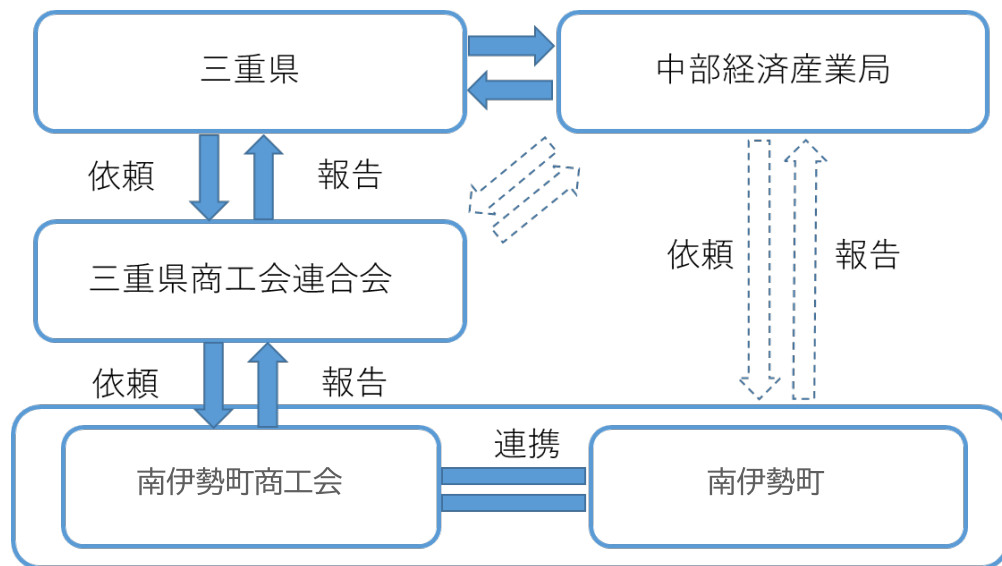
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に6回共有する。
1週間～2週間	1日に4回共有する。

2週間～1ヶ月	1日に3回共有する。
1ヶ月以降	1日に2回共有する。

③ 発災時における指示命令系統・連携体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報について、国や県からの情報や方針に基づき、当会から三重県商工会連合会を通じて又は当町から県へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・ 県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について原則として発災翌日の正午までに報告する。（なお、県から別途指示があった場合はその指示による）
- ・ 初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を実施する。（初動報告様式は7ページの様式第3を参照）



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、南伊勢町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、南伊勢町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 国、三重県、南伊勢町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し

支援を行う。

- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、南伊勢町、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

《様式第3》

年 月 日() 12 時 00 分現在

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先(TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 町内 10%以上の事業所で「建物全壊・半壊」「機械・車両・備品の損傷」等、大きな被害が発生している。 ・ 町内 10%以上の事業所で「床上浸水」「機械・車両・備品の浸水」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が取れない
☐	(2)被害がある	・ 町内 10%未満の事業所で「建物全壊・半壊」「機械・車両・備品の損傷」等、被害が発生している。 ・ 町内 10%未満の事業所で「床上浸水」「機械・車両・備品の浸水」等、被害が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
(問い合わせ)TEL：059-224-2534 / FAX：059-224-2078

E-mail：chusho@pref.mie.lg.jp

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員（事務局長兼務）堀田稔朗 連絡先は後述（3）の①を参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

○ 本計画の具体的な取組の企画や実行。

○ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）。

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

南伊勢町商工会

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917

電話 0599-66-0054 FAX0599-66-1687

E-mail: nansho@amigo2.ne.jp

② 関係市町村

南伊勢町役場 観光商工課

〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町神前浦 15

電話 0596-77-0003 FAX0596-76-0279

E-mail: kankoshoko@town.minamiise.mie.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
南伊勢町補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	